

令和2年12月9日  
事務連絡

介護分野における特定技能協議会運営委員会  
業界団体等各位

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

### 特定技能外国人に係る求人情報の提出に係る協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年4月に施行された特定技能制度については、フィリピン、インドネシア、ネパール、カンボジア、モンゴル、ミャンマー、国内等において、順次、介護分野の試験を実施しており、ミャンマーについては令和2年2月から試験を開始したところです。

ミャンマーにおける試験実施に際しては、ミャンマー政府から、同国において試験を実施するための条件として求人情報の提出が求められていることから、当該求人情報の提出について、御協力をいただきたく存じます。

具体的な依頼内容は以下のとおりですので、会員法人等への御連絡につきまして、御協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

### 記

#### 【調査対象】

特定技能外国人の受入れを希望する法人

#### 【提出方法】

別添様式に記載の上、メール又はFAXにて、以下の連絡先まで直接提出願います。

#### 【提出期限】

令和3年1月7日（木）

#### 【留意事項】

- これまで（※）提出いただいたことのある法人が、本事務連絡により追加で受入れを希望する場合は、当該追加分のみが対象です。  
（※）第1回：令和元年12月9日付け事務連絡「ミャンマー政府に対する求人情報の提出にかかる協力依頼について」  
第2回：令和2年9月1日付け事務連絡「ミャンマー政府に対する求人情報の提出に係る再協力依頼について」  
令和2年9月16日付け事務連絡「ミャンマー政府に対する求人情報の提出に係る協力依頼について」
- 法人単位で回答を作成してください。
- 複数名を採用する場合又は複数の事業所で採用する予定がある場合、就労条件は代表的なものを記載してください。（その場合、「4. 求人数」には法人全体での求人数を記載してください。）
- 回答いただいた求人情報は、出入国在留管理庁を通じて、ミャンマー政府に送付させていただきますが、それ以外の用途では使用いたしません。
- 御不明点等は、以下の連絡先までお問合せください。

#### 【連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室 梶原・福田

電話：03-5253-1111（内線2125）

メール：[kajiwara-ryou@mhlw.go.jp](mailto:kajiwara-ryou@mhlw.go.jp)（梶原）

[fukuda-kaishi.x20@mhlw.go.jp](mailto:fukuda-kaishi.x20@mhlw.go.jp)（福田）

FAX：03-3591-9898

【連絡先・返信先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 梶原・福田

電話:03-5253-1111(内線2125) FAX:03-3591-9898

メール: kajiwara-ryou@mhlw.go.jp(梶原)

fukuda-kaishi.x20@mhlw.go.jp(福田) ※必ず両名あてに送付願います。

1号特定技能外国人に係る求人情報		記入日:(西暦) 年 月 日
法人情報		
1. 法人名		
2. 住所	〒	—
3. 従業員数		
受入れ要望		
4. 求人数		
5. 資格		
就労条件		
6. 職種		
7. 勤務地(事業所名、住所等)		
8. 所定労働時間	(1)〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 1日当たりの休憩時間: 時間 (2)〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 1日当たりの休憩時間: 時間	
9. 給与(税込み)	基本賃金:月給/日給/時給 円 その他諸手当: 円 1か月あたりの支払概算額(上記計): 円	
10. 給与支払い方法	口座振込/ 現金払い/ その他( )	
11. 時間外労働	時間外労働時間(見込): 時間/日・週・月	
12. 就労日	固定制(月・火・水・木・金・土) シフト制: 日/週・月	
13. 休日	休日: 日/週・月	
14. 住居手当、社宅の有無	有(具体的に: )/無	
15. 航空券等の旅費手当の有無	有(具体的に: )/無	
16. 給食等の食事提供の有無	有(朝食/昼食/夕食) / 無	
17. 研修期間		
18. 研修期間中の給与		
19. その他条件		

【留意事項】

※これまで(※)提出いただいたことのある法人が、本事務連絡により追加で受入れを希望する場合は、当該追加分のみが対象です。

(※)第1回:令和元年12月9日付け事務連絡「ミャンマー政府に対する求人情報の提出にかかる協力依頼について」

第2回:令和2年9月1日付け事務連絡「ミャンマー政府に対する求人情報の提出に係る再協力依頼について」

令和2年9月16日付け事務連絡「ミャンマー政府に対する求人情報の提出に係る協力依頼について」

※法人単位で回答を作成ください。

※複数名を採用する場合または複数の事業所で採用する予定がある場合、就労条件は代表的なものを記載ください。

(その場合、「4. 求人数」には法人全体での求人数を記載ください。)

※回答いただいた求人情報は、出入国在留管理庁を通じて、ミャンマー政府に送付させていただきますが、それ以外の用途では使用いたしません。(対外的には公表いたしません。)